

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

事業者名： 社会福祉法人 北野福祉会 北野保育園

評価実施期間： 平成 20年 10月 9日 ~ 平成 20年 10月 9日

1 評価機関

名称	株式会社 H.Rコーポレーション
所在地	〒662-0015 西宮市甲陽園本庄町6-8-102

2 事業者情報 【平成 20年 10月 9日 現在】

事業所名： (施設名)	社会福祉法人 北野福祉会 北野保育園		サービス種別：	保育所
開設年月日	: 昭和 59年 4月 1日	管理者氏名	理事長 西尾 修	
設置主体	: 昭和 59年 4月 1日	代表者 職・氏名	理事長 西尾 修	
経営主体	: 昭和 59年 4月 1日	代表者 職・氏名	理事長 西尾 修	
所在地	: 〒 639 - 3125	奈良県吉野郡大淀町北野23-10		
連絡先電話番号	: (0746) 32-0240	FAX番号	: (0746) 32-0295	
ホームページアドレス	http://www.kitano-kids.com/			
E-mail	info@kitano-kids.com			

基本理念・運営理念

(理念)

豊かな愛情で子どもの幸福を追求し、豊かな人間性と明日に向かってのエネルギーをもった子どもの育成に努めます。

(方針)

- ・子どもの健康と安全を基本として保護者とともに家庭養育の補完を行う。
- ・子どもが健康安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図る。
- ・豊かな人間性をもった子どもを養成する。
- ・乳幼児などの保育に関する、要望や意見、相談に際しては、解りやすく説明し施設としての社会的責任を果たす。

【利用者の状況】

定員	: 120	利用者数	: 120
----	-------	------	-------

-) 施設種別ごとに、利用者の年齢階層、利用期間、障害の程度・内容など、その施設の特徴が明らかになるようなデータを適宜添付してください。

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

2 事業者情報 【平成 20年 10月 9日 現在】

【職員の状況】

職種	勤務区分				常勤換算	基準職員数
	常勤(人)		非常勤(人)			
	専従	兼務	専従	兼務		
施設長	1					
保育士	11		9		17	
看護師	1					
事務	1					
調理員	1		2			
その他	1		2			
前年度採用・退職の状況：		採用	常勤	2人	非常勤	1人
		退職	常勤	4人	非常勤	2人
常勤職員の当該法人での平均勤務年数					7.2年	
直接処遇に当たる常勤職員の当該法人での平均勤務年数					7.2年	
常勤職員の平均年齢					38.2歳	
うち直接処遇に当たる職員の平均年齢					38.2歳	

常勤換算及び記入ん職員数は、当該職について、運営基準等で定められている場合のみ記入してください。

3 評価の総評

特に評価の高い点

- ・理念に基づき理事長・園長・全職員が一丸となって努力している姿勢が見られる。
- ・職員の資質向上のため、理事長・園長はリーダーシップを発揮し研修の充実を図り、子供や地域住民の福祉サービスに努めている。
- ・子供たちは生活をともにすることで、社会的ルールや思いやり等多くのことを自然に学び、また、他の子供たちと会話することで自立心が芽生えている。
- ・防犯カメラの設置やヒヤリハットの記録の充実により、子供の安全管理について細かく配慮が行き届いている。

改善を求められる点

- ・定期的な利用者調査は保育サービスの質の見直しに有効な方法と考えられるため、継続的な実施が望まれる。
- ・今後少子化が進む中で保護者意識の変化などを踏まえて理念の遂行に向けての積極的な取り組みを期待する。
- ・人事考課については、今後「目標管理制度」の導入を期待する。また、「年間自己目標(上期自己目標達成・下期自己目標達成)」を立てることで職員の質向上につながり、達成結果については理事長・園長との個別面談で話し合われることが望ましい。

4 大項目別の評価概要

<p>共通基準</p> <p>1-1 理念・基本方針 保育園のパンフレット・入り口掲示板に明文化された基本方針が掲げられ、職員・利用者に周知され、基本方針に基づき、利用者本位の福祉サービスに徹している。職員の行動が基本方針に基づいているか、毎月職員との会議等において確認し、職員には理念・基本方針を周知し、よい手本になれるよう日々の行動や言葉遣いに注意している。また、毎月朝礼にて園の理念、基本方針を唱和し、全職員の意識向上の徹底化に努めている。</p>
<p>1-2 計画の策定 毎年、保育園の理念や基本方針に基づいた利用計画書を策定し、事業計画書には中・長期計画の内容が記載されている。事業計画等に基づいた体制に不備がないか、常に現状を把握し、問題点があれば会議にて検討を行い改善に努めている。毎月の職員会議にて事業計画書を説明・配布し、職員の周知を図り、会議録も保管されている。事業計画は職員・保護者に保育園日よりや園内掲示板に掲示し理解を深め、適宜状況を継続的に伝えている。</p>
<p>1-3 経営者の責任とリーダーシップ 管理者の職務内容は園内規約に記載されており、役割分担を明確にしている。管理者は福祉分野の研修に限らず多種にわたり研修に参加するだけでなく、外部講師として勉強会に参加している。また、法令遵守についても、管理職会議において遵守すべき法令等の内容について資料に基づき周知徹底を図っている。管理者は毎日職員の報告日誌で現状を把握し、担当者話し合い、職員の意見・現場の問題点など、保育の現状を評価・分析し保育サービスの質向上に取り組むとともに、保育内容検討委員会を開き、問題点に対する改善方法を話し合い具体的な取り組みを行っている。管理者は毎月末、次月の人事・財務報告書を確認・分析を行い、経営を視野に入れ業務の効率化に取り組んでいる。</p>
<p>2-1 経営状況の把握 毎月の事業実績の分析を行い、事業計画・予算書に基づいて、経営の改善や業務の効率化にむけて理事長会議、管理職員会議等で検討される。又外部監査等の意見も参考にしている。</p>
<p>2-2 人材の確保・育成 保育士配置基準表に基づいて人材を確保し、人事管理が確立している。職員の就業状況については、勤務表に基づいて毎月定期的に管理され、有給休暇・時間外労働も管理されている。理事長・園長が職員の意向や就業状況を把握し、問題点があれば会議等で検討後、改善がなされている。毎月末に定期的に理事長・園長との個人面談が有り、問題点があれば話し合っている。内・外部研修計画は中・長期の計画があり、外部研修は専門技術や資格取得の受講が実施され、内部研修は園長・保育主任が毎週1回放課後に実施し、職員の向上に務めている。</p>
<p>2-3 安全管理 基本方針の中に安全管理マニュアルが作成され、全職員が周知徹底できるよう安全管理マニュアルをすべての部屋に掲示し、さらに管理体制組織表に基づいた役割分担表が正面事務所に設置されている。毎月会議の中で安全確保について報告、検討会を行っている。役場や県庁から通達される発生事例に基づいて職員全体会議で対策を検討している。毎月全職員が安全確保と事故防止対策のマニュアル研修を行い、毎月の理事長会議において安全確保の状況・見直箇所等が検討されている。園内園辺パトロールと保護者への連絡が資料に基づいて実施されている。</p>
<p>2-4 地域との交流と連携 毎月発行の園だよりやフェニックス（園発行誌）によって地域の方に情報提供している。園の運営管理の一環として毎年地域の盆踊り・洞川行者まつり・夏まつり・体育祭・文化祭・消防訓練等に園長・保育主任・担当職員が同行して参加している。地域との関わり方について基本的な方針が明文化されている。理事長は定期的に会議（民生委員、児童委員）等に参加し、地域のニーズを把握し、園内のおしゃべりサロン子育て・赤ちゃん事業等を実施している。組織図の中で園長、保育主任が各機関との連絡窓口として取り組み、各機関（公立・民間保育所）等との連携を密にしている。</p>
<p>3-1 利用者本位の福祉サービス 基本方針に基づいて、子どものプライバシー保護規程、マニュアル等は園長が管理し具体的に取り組んでいる。保育園のホームページを作成し基本姿勢を公開している。個々のサービスの実施にあたり、毎月会議においてサービスの向上について職員が再認識し、利用者への対応に反映されている。また、虐待・虐待防止について指導計画書に基づいて、園長・保育主任が勉強会・研修等を実施している。毎月1回園長会議に於いて全職員に保護規程の重要性を説明し、具体的な文章の理解については研修日程を定め実施している。また、保護規定の重要性やマニュアル等において、守秘義務の重要性については全職員に周知徹底するよう教育研修を実施している。保護者からの意見等に関する対応マニュアルを事務所に設置するとともに第三者委員設置・保育内容検討委員会を設置し苦情解決処理に当たっている。苦情対応については、園長・保育主任が内容を把握し、翌朝のミーティングに於いて対応策を検討し、改善委員会にて全職員が話し合い、理事長への報告とともに園長・保育主任が保護者宅まで経過報告に行くなど丁寧に対応している。</p>
<p>3-2 サービスの質の確保 サービスの質の向上について、改善委員会で改善策・方法を話し合い、管理職・職員全体であらゆる角度から検討し、サービスに反映されている。実施した内容に対して保護者等から意見が出た場合は、再度改善委員会にて検討している。個々のサービス実施方法については、毎週、職員会議にて周知し基本的には職員マニュアルにそって実施され、子どもの個々の状態・状況に応じた対応が行われており、保護者・子どものプライバシーについての配慮もなされている。</p>

3-3 サービスの開始・継続

利用希望者のサービスについては、役場の窓口・保育園事務所の掲示板・フェニックス(園発行誌)により内容を紹介され情報提供がなされている。紹介資料には、園のパンフレット、園のしおり写真添付、イラストや絵入りの園だよりを用い情報提供がなされている。利用希望者には、毎年2月に入園説明会が行なわれ、その時に必要な資料を渡している。全体説明会后に個々に面接をし、保護者から質問等を受け更にわかりやすく説明している。保育終了時に保護者等に対して相談方法について園のしおりにて説明し、保育終了後も保育主任や事務職員が保護者と連絡を取り相談・助言できる体制を整えている。

3-4 サービス実施計画の策定

子どもの身体状況・生活状況のアセスメントについては、毎月の身体測定や保育記録等を参考に判断し、保育マニュアルに基づいて利用者の必要な事柄を統一した用紙に記入し、個々に合った指導方法を実施している。実施計画策定については、子ども一人ひとりの特性を全職員会議において周知し具体的な実施計画が策定され、保護者会で意向確認を行っている。毎月職員会議にて保育主任・担当職員から意見を出し合い、定期的・随時の評価・見直しがなされている。

4 大項目別の評価概要

付 加 基 準
A - 1 <p>児童福祉法・保育所保育指針に基づいて保育指導表を作成し全職員に周知徹底を促し実施している。定期的な研修受講により職員の知識・技術の向上が図られている。 健康診断表項目にもとづいて子供の健康管理記録を作成し、職員は健康管理に努めている。 感染症研修には全職員が参加し、病状・対応策等を習得し感染症予防に努めている。 保健所・関連専門機関への連絡網も整備されている。</p>
A - 2 <p>子供の送迎の際に、その日の生活状況や家庭での状況を把握し、保護者と共通理解を得るために連絡帳に情報交換の内容が詳細に記録・保存されている。 保護者との交流により共通理解を得るために、定期的に参観日や個別面談の機会を設け、相談に応じている。 虐待については、理事長会や全職員会議に於いて理解を促し早期発見に努めるとともに得られてた情報が速やかに理事長・園長に届く体制が整備されている。 虐待を受けている疑いのある子供の保護者への対応については児童相談所等の関係機関への照会・連絡体制が出来ている。</p>
A - 3 <p>食中毒対応マニュアルが整備され、全職員への周知徹底が出来ている。 園長会議に於いて安全衛生管理面については職員研修も実施され、指導マニュアルに基づいて検証されている。 事故防止については、事故防止委員会で事故対応マニュアルを作成し、職員に周知徹底がなされている。 緊急時対応については全職員が緊急時対応マニュアルに基づいて定期的に避難訓練を実施している。また、緊急時連絡表も作成されている。</p>

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果(共通基準)

評価対象1 福祉サービスの基本方針と組織

1-1 理念・基本方針

1-1-(1)	理念、基本方針が確立されている	第三者評価結果
-1	理念が明文化されている	Ⓐ b・c
-2	理念に基づく基本方針が明文化されている	Ⓐ b・c
1-1-(2)	理念や基本方針が周知されている	-
-1	理念や基本方針が職員に周知されている	Ⓐ b・c
-2	理念や基本方針が利用者等に周知されている	Ⓐ b・c

1-2 計画の策定

1-2-(1)	中・長期的なビジョンと計画が明確にされている	第三者評価結果
-1	中・長期計画が策定されている	Ⓐ b・c
-2	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている	Ⓐ b・c
1-2-(2)	計画が適切に策定されている	-
-1	計画の策定が組織的に行われている	Ⓐ b・c
-2	計画が職員や利用者等に周知されている	Ⓐ b・c

1-3 管理者の責任とリーダーシップ

1-3-(1)	管理者の責任が明確にされている	第三者評価結果
-1	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している	Ⓐ b・c
-2	遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている	Ⓐ b・c
1-3-(2)	管理者のリーダーシップが発揮されている	-
-1	質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している	Ⓐ b・c
-2	経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している	Ⓐ b・c

評価対象 2 組織の運営管理

2-1 経営状況の把握

2-1-(1)	経営環境の変化等に適切に対応している	第三者評価結果
	-1 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている	Ⓐ b・c
	-2 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている	Ⓐ b・c
	-3 外部監査が実施されている	Ⓐ b・c

評価対象 2 組織の運営管理

2-2 人材の確保・養成

2-2-(1)	人事管理の体制が整備されている	第三者評価結果
	-1 必要な人材に関する具体的なプランが確立している	Ⓐ b・c
	-2 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている	a Ⓑ c
2-2-(2)	職員の就業状況に配慮がなされている	-
	-1 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている	Ⓐ b・c
	-2 福利厚生事業に積極的に取り組んでいる	Ⓐ b・c
2-2-(3)	職員の質の向上に向けた体制が確立されている	-
	-1 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている	Ⓐ b・c
	-2 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている	Ⓐ b・c
	-3 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている	Ⓐ b・c
2-2-(4)	実習生の受け入れが適切に行われている	-
	-1 実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし体制を整備している	Ⓐ b・c
	-2 実習生の育成について積極的な取り組みを行っている	Ⓐ b・c

2-3 安全管理

2-3-(1)	利用者の安全を確保するための取り組みが行われている	第三者評価結果
	-1 緊急時(事故、感染症の発生時など)の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている	Ⓐ b・c
	-2 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策実行している	Ⓐ b・c

2-4 地域との交流と連携

2-4-(1)	地域との関係が適切に確保されている	第三者評価結果
	-1 利用者と地域とのかかわりを大切にしている	Ⓐ・b・c
	-2 事業所が有する機能を地域に還元している	Ⓐ・b・c
	-3 ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している	Ⓐ・b・c
2-4-(2)	関係機関との連携が確保されている	-
	-1 必要な社会資源を明確にしている	Ⓐ・b・c
	-2 関係機関等との連携が適切に行われている	Ⓐ・b・c
2-4-(3)	地域の福祉向上のための取り組みを行っている	-
	-1 地域の福祉ニーズを把握している	Ⓐ・b・c
	-2 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている	Ⓐ・b・c

評価対象3 適切な福祉サービスの実施

3-1 利用者本位の福祉サービス

3-1-(1)	利用者を尊重する姿勢が明示されている	第三者評価結果
	-1 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている	Ⓐ・b・c
	-2 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している	Ⓐ・b・c
3-1-(2)	利用者満足の向上に努めている	-
	-1 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備している	Ⓐ・b・c
	-2 利用者満足の向上に向けた取り組みを行っている	Ⓐ・b・c
3-1-(3)	利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている	-
	-1 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している	Ⓐ・b・c
	-2 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している	Ⓐ・b・c
	-3 利用者からの意見等に対して迅速に対応している	Ⓐ・b・c

3-2 サービスの質の確保

3-2-(1)	質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている	第三者評価結果
	-1 サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している	Ⓐ b・c
	-2 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている	Ⓐ b・c
	-3 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している	Ⓐ b・c
3-2-(2)	個々のサービスの標準的な実施方法が確立している	-
	-1 個々のサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている	Ⓐ b・c
	-2 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している	Ⓐ b・c
3-2-(3)	サービス実施の記録が適切に行われている	-
	-1 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている	Ⓐ b・c
	-2 利用者に関する記録の管理体制が確立している	Ⓐ b・c
	-3 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している	Ⓐ b・c

評価対象3 適切な福祉サービスの実施

3-3 サービスの開始・継続

3-3-(1)	サービス提供の開始が適切に行われている	第三者評価結果
	-1 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している	Ⓐ b・c
	-2 サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている	Ⓐ b・c
3-3-(2)	サービスの継続性に配慮した対応が行われている	-
	-1 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている	Ⓐ b・c

3-4 サービス実施計画の策定

3-4-(1)	利用者のアセスメントが行われている	第三者評価結果
	-1 定められた手順に従ってアセスメントを行っている	Ⓐ b・c
	-2 利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している	Ⓐ b・c
3-4-(2)	利用者に対するサービス実施計画が策定されている	-
	-1 サービス実施計画を適切に策定している	Ⓐ b・c
	-2 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている	Ⓐ b・c

)以下にサービス種別ごとの付加基準評価結果を添付

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果(保育所 付加基準)

評価対象A-1 子どもの発達援助

A-1-(1)	発達援助の基本	第三者評価結果
	-1 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている	Ⓐ・b・c
	-2 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している	Ⓐ・b・c
A-1-(2)	健康管理・食事	第三者評価結果
	-1 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している	Ⓐ・b・c
	-2 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている	Ⓐ・b・c
	-3 歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている	Ⓐ・b・c
	-4 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している	Ⓐ・b・c
	-5 食事を楽しむことができる工夫をしている	Ⓐ・b・c
	-6 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている	Ⓐ・b・c
	-7 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している	Ⓐ・b・c
	-8 アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている	Ⓐ・b・c
A-1-(3)	保育環境	第三者評価結果
	-1 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している	Ⓐ・b・c
	-2 生活の場に相応しい環境とする取り組みを行っている	Ⓐ・b・c
A-1-(4)	保育内容	第三者評価結果
	-1 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている	Ⓐ・b・c
	-2 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している	Ⓐ・b・c
	-3 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている	Ⓐ・b・c
	-4 身近な自然や社会とかがわれるような取り組みがなされている	Ⓐ・b・c
	-5 さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている	Ⓐ・b・c
	-6 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している	Ⓐ・b・c
	-7 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している	Ⓐ・b・c

評価対象 A - 1 子どもの発達援助

A - 1 - (4)	保育内容	第三者評価結果
-8	性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けられないよう配慮している	Ⓐ・b・c
-9	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる	Ⓐ・b・c
-10	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる	Ⓐ・b・c
-11	障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる	Ⓐ・b・c

評価対象 A - 2 子育て支援

A - 2 - (1)	入所児童の保護者の育児支援	第三者評価結果
-1	一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている	Ⓐ・b・c
-2	家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている	Ⓐ・b・c
-3	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている	Ⓐ・b・c
-4	虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに所長(園長)まで届く体制になっている	Ⓐ・b・c
-5	虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている	Ⓐ・b・c
A - 2 - (2)	一時保育	第三者評価結果
-1	一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている	Ⓐ・b・c

評価対象 A - 3 安全・事故防止

A - 3 - (1)	安全・事故防止	第三者評価結果
-1	調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている	Ⓐ・b・c
-2	食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている	Ⓐ・b・c
-3	事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている	Ⓐ・b・c
-4	事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている	Ⓐ・b・c
-5	不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている	Ⓐ・b・c

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

6 利用者調査の結果(別紙)

7 事業者の自己評価結果(別紙)

8 第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価を受けるにあたり、散逸していた書類の整備ができました。そして、書類を整備することにより、職員の意識も高まり、資質向上にむけ、勉強になりました。常々より「報告・連絡・相談・伝達を徹底する」意識を強く持って、保育・業務に取り組んできましたが、更に再認識し、強化できたと思えます。

園内研修やミーティングを常に行っていることにも好評価を頂き、それについても書類を整備して取り組んでいく体制を再確認することができました。

保護者に対しても多岐にわたってアンケートをとっていますが、更に積極的にとりくみ、時代にあったニーズや要望に応えられるよう、前向きに取り組んでいきたいと思えます。